

## 【平成16年度第4回新南陽地区地域審議会 議事概要】

【日 時】 平成16年6月15日(火)午後2時から午後5時まで

【場 所】 新南陽総合支所 3階第3応接室

【出席者】

(委 員) 菊地会長、志賀副会長、伊藤委員、原田委員、藤井委員、林委員、中山委員、  
赤星委員、山本委員、橋本委員、田中委員、角委員

(事務局) 吉村特別参与 田村総合支所長 片山総合支所次長  
地域振興課 坪井、石川、中田

1. 開会

2. 議事

周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)に対する答申案の質疑  
次回の開催日程について

3. 閉会

## 4. 議事

### 議事進行について

会 長：実質的な討議は本日をもって終了したいと考えております。次回は答申（案）の最終確認を行うということをご了解いただきたいと思います。

答申書は7月1日（木）に各地域の地域審議会会長が本庁へ持寄る旨の連絡を受けております。

本日の議事進行について、まず前回の審議会においての修正、訂正を行った箇所の確認を行います。次に前回は行えなかった施策の大綱に対する質疑と、委員の方より提出のあった意見の取扱いについて協議を行いたいと思います。

その後、主要プロジェクトの名称について委員の方より提案がございましたので、これについても協議を行いたいと思います。

休憩を挟み、委員の方に取りまとめをお願いした地域輝きプロジェクトについて提案趣旨説明をしていただき、事務局より内容の読み上げをしてもらいます。

最後に、周辺地域への配慮や具体的な施策の推進についての要望に関して、現在の答申（案）では盛り込みにくい形となっているので、どのように取り扱うべきかについて皆さんより忌憚りの無い意見をいただきたいと思います。

### 「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

#### 前回審議における修正点の説明及び質疑（質疑）

事務局：修正点の説明。

・前文：

「1. 総合計画は～」

「1. 総合計画・基本構想は～」

・序論：

「組織のスリム化と～」

「組織のスリム化、効率化と～」

・基本構想 第1章 2 市民意識 (5) まとめ

「犯罪の少ないかつ～」

「犯罪のない、そして～」

・基本構想 第1章 3 周南市の課題 (2) 超高齢少子化社会への対応

「山口県の平均は下回る～」

「山口県の平均(23.5%)は下回る～」

「全国平均を上回って～」

「全国平均の18.5%を上回っています。」

・基本構想 第1章 3 周南市の課題 (7) 若者定住対策の推進(就業の場の確保)

「～まちづくりを目指します。」 「～まちづくりが求められます。」

・基本構想 第1章 3 周南市の課題 (1) 行財政改革の推進

「今後は限られた財源」

「今後は限られた経営資源」

「組織のスリム化と民間」

「組織のスリム化・効率化と民間～」

- ・基本構想 第1章 3周南市の課題 (9) 情報公開の徹底
  - 「～情報の公開に努めます。」 「～情報を公開していくことが必要です。」
  - 「理解を求めた上で進めます。」 「理解を求めた上で進める必要があります。」
  - 「市民の皆さんから見て、～」 全文削除
- ・基本構想 第2章 基本理念
  - 「組織のスリム化と民間活力～」 「組織のスリム化・効率化と民間活力～」
- ・基本構想 第3章 3(ひとが)安心して生活できるまちづくり
  - 「～、防犯体制を整備し～」 「～、防犯・防災体制を整備し～」

第2章将来の都市像 【市民協働による人間尊重のまちづくりの推進】の部分の記述については前回結論に至っておりません。

「市民が主役を実感できる」といった表現を用いてとの意見もございましたので引き続き協議をお願いいたします。

また修正案については分かりづらいため他の文案でとのご意見が多くありましたので、原案を使用した形で協議をお願いしたいと思います。

「主要プロジェクト 地域輝きプロジェクト」については、後程委員の方よりご提案をいただいた上で協議をお願いいたします。

会 長：事務局より説明のあった語句の修正、訂正についてお気付きの点がございましたらお願いいたします。

委 員：【市民協働による人間尊重のまちづくりの推進】において「パートナーシップ」という表現は妥当ではないと思います。

市民が主権者であり、行政組織は市民が本来の権利を行使することをバックアップするという表現が妥当ではないかと思います。

会 長：前回の審議会においても同様の意見がございましたが、他の委員の皆さんはいかがでしょう。

委 員：原案より「市民とのパートナーシップに基づいて」という部分を削除し、「市民本位の～」の部分は他の表現に置き換えるということによろしいのではないのでしょうか。

会 長：他の委員の方より異議はないようですので、この考え方で修正を行います。

他の文章中に「パートナー」との表現が使用してある場合は、追記の形で趣旨説明を行い表現修正を求めるといふことでいかがでしょうか。

事務局：他の文章を確認した上で、必要であればそのようにいたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申(案)」

第7章施策の大綱 1(2)学校教育の充実 の修正案について(質疑)

事務局：( 第7章施策の大綱 1(2) に対する修正案の説明。 )

委員：「住民」と「市民」という表現は「市民」に統一しようとのことだったと思いますがいかがでしょうか。

委員：この場合は地域、校区の中に住む人という意味になると思いますので「住民」が適当であると思います。

委員：「地域市民」という言い方はあまり無いように思います。

委員：調べた範囲では行政用語で「市民」とは市政の運営に参加する人であり、「住民」とはそういったことにとらわれないで住んでいる人ということでした。

事務局：地域運営学校制度においては「地域住民」という言葉で制度の説明が行われております。

委員：地域運営学校の趣旨からいくと学校を支えている校区内の人達ということですので、周南市全体の市民が学校の運営にかかわるという意味ではないので、「市民」という表現は適当でないと思います。

会長：ではこの部分は修正案のとおりといたします。

#### 「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申(案)」

#### 第7章施策の大綱 1(5) スポーツ・レクリエーションの振興 の修正案について (質疑)

事務局：( 第7章施策の大綱 1(5) に対する修正案の説明。 )

委員：総合型地域スポーツクラブの説明において「地域住民に開かれた」との表現がありますが、この点との整合性はいかがでしょうか。

委員：意図としては地域住民を対象としているのでしょうか。

委員：統一した考え方に基づいて表現整理を行わないと問題があると思います。

委員：市民と住民とでは意味が大きく異なってきますので、総合型地域スポーツクラブの設立の意図がどこにあるのかが問題となると思います。

事務局：文章表現として「地域に密着した住民主体による」との表現が用いられていますが、意図としては地域住民を対象といたしております。

委員：総合型地域スポーツクラブ制度について確認を行ってからにしてはいかがでしょうか。

会長：「市民」と「住民」の言葉の使い分け、「総合型地域スポーツクラブ」の制度の確認を行った上で修正することといたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 2（1）都市基盤の整備・充実 の修正案について（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 2（1） に対する修正案の説明。 ）

会 長：この点についてはいかがでしょうか。

委 員：「ひとが安全で楽しく歩ける」といのは「ひとが安全で安心して歩ける」という表現が適当ではないでしょうか。

委 員：車優先から歩行者に視点を向けた道路行政をという意図での修正案ですので、「安心して」との表現を加えるほうが適当であると思います。

委 員：道路を都市環境にひとつと考えると、ウォーキングが盛んになっているように「楽しく歩ける」ということが必要になっていきます。

委 員：「民有地においても、計画的な緑化の保全、推進を図ります」とは具体的にはどういったことを意図したものなのでしょうか。

委 員：ブロック塀ではなく生垣を設置するよう心掛けていきたいと思いますといった趣旨で公共のお金を使用して民有地の緑化を行うといった意味ではありません。

委 員：周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）の中では「13．公園・都市緑化（4） B．市民レベルでの緑化の推進」において同様の趣旨の記述がなされています。

委 員：答申（案）作成の際にも民有地に対して強制的な意味があると問題ではないかとの意見がありましたが、推奨するといった意味で緑化を推進していこうとの趣旨です。

委 員：そのような趣旨でしたら異議ございません。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 2（2）資源循環型社会の構築と自然環境の保全 の修正案について（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 2（2） に対する修正案の説明。 ）

放置自動車に対しては条例化されておりますが、放置自転車等については条例化されておきませんのでこの点をどのように取扱うかという問題がございます。

放置自転車対策としては年1回JR駅前にて周知期間を設けた上で撤去作業を実施しております。

委 員：条例化は可能なのでしょうか。

事務局：条例化を行っている自治体もありますが、方法としては 税金を徴収する方法と 駅周辺への駐輪を禁止する といった二通りのものがございます。

例といたしましては、兵庫県高槻市「自転車の駐車秩序の確立に関する条例」といっ

たものがございます。

委員：駐輪場の整備についてはどのようになっているのでしょうか。

事務局：駐輪場についてはＪＲと自治体との間でいずれが整備をすべきかという点が問題となっておりますが、旧新南陽市の場合は市が整備をいたしております。

委員：税金を徴収するというのはどのようにするのでしょうか。

事務局：自治体がＪＲに対して課税を行い、ＪＲが駐輪場を整備した場合や放置自転車に対する対策を実施する場合は税を減免するといった方法をとっております。自治体が放置自転車の撤去を行う場合の費用の負担を税に求めるとの考え方です。

鉄道事業者は法により自転車等の駐車場の整備への協力が義務付けられている点が根拠となっております。

委員：駅周辺の放置自転車の状況は目に余るものがありますので、その対応に関する記述を入れていただきたいと思います。

会長：他の委員の皆さんはいかがでしょう。

異議は無いようですので修正案のとおりといたします。

#### 「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

##### 第7章施策の大綱 2（4）国際化への対応 の修正案について（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 2（4） に対する修正案の説明。 ）

修正案に加えて、委員の方より「～外国人との交流や、」に続いて「市民団体による国際交流・支援」という表現を加えてほしいとの意見がございました。

委員：「支援」という表現は他と比較した場合に、やや異質に感じられますが。

委員：（4）国際化の対応 の中で「～市民レベルで展開されている自主的な交流活動を支援します。」と記述されています。

事務局：委員の方の意見では国際交流の状況についての記述において市民団体による国際交流の記述は欠かせないとのことでした。

委員：市民レベルの交流については、既存の記述内容で十分包含されていると思われます。

会長：他の委員の方々はいかがでしょう。

異議は無いようですので、この部分は提案のあった意見を加えず修正案のとおりといたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 3（2）コミュニティ基盤の整備・推進 の修正案について  
（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 3（2） に対する修正案の説明。 ）

会 長：この点についてはいかがでしょうか。

意見が無いようですので修正案のとおりといたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 3（4）災害に強いまちづくりの推進 の修正案について  
（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 3（4） に対する修正案の説明。 ）

会 長：この点についてはいかがでしょうか。

意見が無いようですので修正案のとおりといたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 4（2）産業の振興 の修正案について（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 4（2） に対する修正案の説明。 ）

会 長：この点についてはいかがでしょうか。

意見が無いようですので修正案のとおりといたします。

「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」

第7章施策の大綱 4（3）観光の振興 の修正案について（質疑）

事務局：（ 第7章施策の大綱 4（3） に対する修正案の説明。 ）

委 員：永源山公園の「ゆめ風車」や八代のツルを観光資源として活用することについて、どの程度観光資源と成りうるのかということについてやや疑問を感じるのですが。

委 員：最近では単発的なものではなかなか集客が望めないといった状況もありますので、いくつかのものを組み合わせた形で観光資源として育てていこうとの意図が含まれたものだと思います。

会 長：他地域の意見もございますので、当審議会としては修正案のとおりとして事務局に判断を委ねることといたします。

**「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」**

**第7章施策の大綱 5（1）まちづくりへの市民参画 の修正案について（質疑）**

事務局：（ 第7章施策の大綱 5（1） に対する修正案の説明。 ）

委員：地域活動リーダーとはいわゆるコミュニティ・リーダーを意図したものです。

周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）の中でも「29．コミュニティ （4）  
コミュニティ組織の活性化」に記述されています。

会長：この点についてはいかがでしょうか。

基本計画（案）にも取り入れられているようですので修正案のとおりといたします。

**「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」**

**第8章推進方策（行政経営方針） 1行財政改革の推進 の修正案について（質疑）**

事務局：（ 第8章推進方策 1 に対する修正案の説明。 ）

委員：行財政改革については期限を定めて数値目標を公表することが必要だと思えます。

委員：答申(案)の前文「1.(2)」において「まちづくりの目標、施策の大綱、行政経営方針に関しては、数値目標を含めた具体的な姿で示すことが望まれる。」と意見として記述を行っているのですが、修正案として具体的な目標数値を記述しようとするとう審議会として目標数値を設定する必要が生じてくると思えますが。

委員：具体的な数値ではなく、前文と同様に「数値目標を設定し、市民の皆さんに成果を公表して～」といった趣旨の記述を加えればよいと思えます。

委員：岩国市の場合は基本構想において数値目標を設定して、成果についてもインターネット上で公表しております。

委員：数値目標があれば市民にとってもわかりやすいし、行政にとっても責任が明確となるので重要なことだと思えます。

会長：委員の大半の方が同意見のようですので、文章については一任をいただき数値目標についての記述を加えることといたします。

**「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」 に対して審議委員より提出の  
あった意見書の内容について（質疑）**

事務局：（ 審議委員より提出のあった意見書の内容について説明。 ）

委員：「行政経営方針」との表現を各文章中の表現と同じように「行財政経営方針」に統一したほうがよいとの意見については、「行財政経営方針」との表現はいたしませんので、原案のままでよいのではないかと思います。

会長：この点については原案のままといたします。

次に第8章のタイトルを「行政経営方針」としてはとの意見はいかがでしょうか。

委員：第8章での行政経営方針とは市政全般に対するものではなく、市役所内部の実務に対するものであると理解しています。

総合計画・基本構想は今後のまちづくりの理念を述べたものであると思いますので、行政経営方針を最初に記述することについては、やや不自然な感じがいたします。

第8章のタイトルを「行政経営方針」とすることについては「推進方策」では何を推進するのか曖昧な感じがしますので、「行政経営方針」とするのが適当であると思います。

委員：企業の場合は経営方針が最初に来るのが一般的だと思いますが。

委員：地方自治体の場合、地方自治と地方行政の面があると思うのですが、あくまで主体は地方自治の面であると考えますので、地方行政の面を前面に出して「行政経営方針」を最初に打ち出した場合、本来主体である地方自治の部分がややぼやけてしまうのではないかと思いますので、現在の文章構成が適当なのではないかと思います。

会長：この点については文章構成については変更を加えずに、第8章のタイトルを「行政経営方針」とすることといたします。

会長：もう一点、プロジェクトの定義について委員の方より提出のあった意見書の内容について説明をいただきます。

委員：( 意見書の内容について説明。 )

委員：今回、総合計画・基本構想(案)の中で「プロジェクト」という言葉が多用され過ぎており、本来であれば「プラン」、「構想」とすべき部分も「プロジェクト」との表現を用いているのでわかりにくくなっていると思います。

委員：主要プロジェクトとして「まちづくりにおける特定課題」という部分を削除してしまった方が理解しやすいと思います。

委員：当審議会の意見として「地域輝きプロジェクト」を加えようということですので、「主要プロジェクト ひと輝きプロジェクト」「主要プロジェクト 地域輝きプロジェクト」との構成としてはいかがでしょうか。

会長：皆さん異議は無いようですので、今の意見の形で修正を行います。

#### **地域輝きプロジェクト(案) について(説明、質疑)**

会長：「地域輝きプロジェクト」の原案の作成をお願いしておりましたので、作成にあられた委員の方から提案趣旨について説明をいただきます。

委員：「周南市のまちづくりの中で、なぜ地域を輝かさなければならないのか」ということが地域輝きプロジェクトの策定趣旨、意義になると考えました。

構成としては「ひと輝きプロジェクト」との統一をはかり「コンセプト テーマ(目標) 具体的な取り組み」といたしました。

新市建設計画の基本な考えである「元気発信都市の創造」「豊かさの創造」とは何かと考えた場合に、都市を構成する各地域が活力を持つことがそこに住む市民一人ひとりに生活の充足感をもたらす、ひいては都市全体の発展をもたらすと定義し、元気な中核都市周南の実現のために地域の輝く施策の推進が重要であると意義付けました。

次に各地域の個性や特徴に着目し、これを伸ばしていくことが地域を輝かせるために必要である考え、プロジェクトのテーマ（目標）を「地域の個性を伸ばし、均衡ある発展を図る」としました。

新南陽地区においては何が特徴となるのかと考えた場合、他地域と比較して市民活動主体のまちづくりの取組みが非常に盛んであった点に着目し、これをより一層発展させていくための具体的な施策として、市民活動推進のための環境整備として「学び・交流プラザ整備事業」を事業の一つとして位置づけました。

もう一点として周南市全体の市民の憩い、交流の場として、また市のイメージ発信の材料としての永源山周辺地域の活用・整備を挙げております。

委員：「まちの顔づくり」とはどういった意味になるのでしょうか。

委員：旧新南陽市の時代に、永源山公園の整備やゆめ風車の建設を行ったのですが、これは旧新南陽市としての顔づくりであり、その際に市民からの意見を積極的に取り入れ、CAAにおいても風車の活用について検討するなど市民活動としての取組みを行った経緯もあるため、合併後も新たに周南市の顔としてとの取組みを活用してほしいとの思いで述べております。

委員：「学び・交流プラザ」を建設すること自体が目的なのではなく、子どもと高齢者を大事にするネットワーク構築を目的とした「学び・交流プラザ整備事業」であると認識しておりますので、「学び・交流プラザ整備事業」の中の主要事業をいくつか記述した上で、その実施のために「学び・交流プラザ整備事業」を推進するとした視点で「今後10年のまちづくりにおいて、これをしたいので学び・交流プラザが必要なのだ」との記述が適切なのではないかと思えます。

もう一点、新南陽地区は工業の街であり雇用と豊かさの源泉となるものだと思いますので、地域の個性、輝きとして工業の重要性について少しでも触れておくことが必要なのではないかと思えます。

会長：地域輝きプロジェクトに関連して、周辺地域に対する施策が切り捨てられることのないよう地域輝きプロジェクトの中でどのように記述すべきかという点。

旧新南陽地区において未実施のままとなっていた事業計画について地域審議会においてどのように取扱うのかという点。

「周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）」において21リーディングプロジェクトについてはあまり触れられていないため、当審議会としては基本構想（案）からは21リーディングプロジェクトは削除しようかと結論づけたのですが、その結論のま

までよいのかという点。

以上3点について、各委員の皆さんに意見をいただきたいと思います。

委員：「まちづくり総合計画・基本計画（案）」においては既存道路の整備の保持といった記述もありますので、あえて取上げる必要はないとの思いもありますが、一方では周辺地域が取り残されるのではないかとの危惧も依然残っております。

また、現在の地域審議会よりさらに地域に特化した組織作りを行い、地域の発言権が確保されるような体制づくりを行政側にお願いしたいと思います。

委員：確かに地域審議会の役割についてはイメージの異なる点もあると思いますし、まちづくり総合計画・基本構想（案）については総論的な表現にとどまっているため、意見が出し難いといった思いは各委員の皆さん持っておられると思います。

委員：本来であれば21リーディングプロジェクトを受けて、まちづくり総合計画・基本計画（案）において具体的な記述がなされるべきであると思いますが、市執行部が具体案を記述できる状況にはないということも考慮すべきであると思います。

地域審議会としては答申だけにとどまらず、今後も引き続き行政側の対応を注視して意見を述べていくことが必要ではないかと思えます。

委員：地域審議会が今後10年間どういった存在意義を持って活動を行っていくかといった場合に、合併の際に策定した新市建設計画の内容をチェックし、状況に応じて新たな提案をしていくことが重要になると思います。

会長：旧新南陽地区での未実施の事業計画についてはいかがでしょうか。

委員：先程も意見があったように折に触れて地域審議会として意見具申を行っていくことが必要だと思います。

会長：答申書の形としては「地域輝きプロジェクト」として提案していただいた内容を基本として修正、補足を加えた上で提出し、これまで各委員の皆さんからいただいた課題、意見についての取扱いについては今後皆さんと協議を行い決定していきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

会長：では、「地域輝きプロジェクト」の原案につきましては先程からの意見を取り入れ、表現を補足して提案するというところでよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

**「周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）」 前文について**

会 長：周南市まちづくり総合計画・基本構想答申（案）の前文において

「基本構想」に関する地域審議会委員の～」との部分の「委員」という文言は削除いたします。

1.(1)「～、切り口が異なり、スタイルが違うものがつぎ木しているようで理解しにくい。」との表現は修正をいたします。

「キーワードは「近接遠来」。～「論語」からの言葉がある。」までについては削除いたします。

委 員：「 主要プロジェクト ひと輝きプロジェクト」「 主要プロジェクト 地域輝きプロジェクト」の表現は、「主要プロジェクト ひと輝きプロジェクト」「主要プロジェクト 地域輝きプロジェクト」が適切だと思います。

もう一点、「新南陽地区の「地域輝きプロジェクト」は次のとおりである。」との記述は、「地域輝きプロジェクト」として共通のコンセプト、テーマに基づいて各地域から具体的な取り組みが提示されることからすると表現として適切でないので、「新南陽地区の」は削除すべきだと思います。

会 長：皆さんよろしいでしょうか。

委 員：異議なし。

**次回の開催日程について**

事務局：事前にご案内いたしておりますとおり、次回は6月23日（水）午前9時30分より開催いたします。

会 長：最終案について事前の配布が可能でしょうか。

事務局：6月21日（月）までに最終案について各委員の皆様に配布いたします。